

## 内閣府設置法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 内閣府の所掌事務の一部改正

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項に規定する事務として、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事務を規定するものとする。

二 内閣府設置法第四条第三項に関する事務として、1及び2を規定するものとする。

1 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第三百十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

2 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

### 第二 総合科学技術・イノベーション会議関係

一 「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改めること。

二 総合科学技術・イノベーション会議の所掌事務として、内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果

の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議することを規定するものとする。

三 総合科学技術・イノベーション会議は、議長及び議員十八人以内をもって組織することとする。

四 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員である者の任期を三年とすること。

### 第三 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、平成二十五年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条 関係)

二 従前の総合科学技術会議の有識者議員である者の任期は、この法律の施行の日の前日に満了すること。

#### (附則第二条関係)

三 この法律の施行の後最初に任命される総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員である者の任期は、当該議員の総数の半数(当該議員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)については、一年六月とすること。 (附則第三条関係)

四 所要の規定の整備を行うこと。 (附則第四条から第六条関係)

五 文部科学省の所掌事務のうち、1及び2の事項について、内閣府の所掌に属するものを除くこととする。 (附則第七条関係)

1 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。